平成１８年5月２６日

各　　位

会 社 名　日 立 粉 末 冶 金 株 式 会 社
代表者名　執行役社長　藤　波　　弘
（コード番号　５９４４　東証第１部）
問合せ先　執行役常務　牧　野　　健
TEL　(03)3255-0170

定 款 一 部 変 更 の お 知 ら せ

当社は、本日開催の取締役会において、平成１８年６月２３日開催の第４５回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更についての議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）が平成18年５月１日をもって施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

（１）整備法により取締役会、委員会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることから、変更案第４条（機関）の機関に関する規定を新設するとともに、当該新設規定と重複する現行定款第３条（委員会等設置会社の定め）を削除するものであります。

（２）整備法により株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることから、変更案第８条（株券の発行）第１項の規定を新設するものであります。

（３）単元未満株主が有する権利を合理的な範囲に限定するため、変更案第９条（単元未満株主の権利）の規定を新設するものであります。

（４）整備法により株主名簿管理人を設置する旨の定めがあるとみなされることから、現行定款第９条（名義書換代理人）を変更案第10条（株主名簿管理人）のとおり変更するものであります。

（５）会社法において委員会設置会社における株主総会の招集権者が取締役とされたため、変更案第12条（招集）のとおり、招集権者を変更するものであります。

（６）株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。

（７）株主総会の議決権を行使する代理人の数を明確にするため、現行定款第15条（議決権の代理行使）第１項を変更案第16条（議決権の代理行使）第１項のとおり変更するものであります。

（８）株主総会の議事録については、現行定款第17条（議事録）の規定を削除し、法令に定めるとおりとするものであります。

（９）必要ある場合に書面又は電磁的方法により機動的に取締役会の運営がなされるよう、変更案第23条（取締役会の決議の省略）の規定を新設するものであります。

（10）会社法施行前の行為に基づく取締役及び執行役の責任についても免除の対象となることを明確にするため、現行定款第24条（取締役の責任免除）及び第33条（執行役の責任免除）の規定をそれぞれ変更案第25条（取締役の責任免除）及び第34条（執行役の責任免除）のとおり変更するものであります。

（11）執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後１年以内に終了する事業年度の末日までとするため、現行定款第28条（執行役の任期）を変更案第29条（執行役の任期）のとおり変更するもの

であります。

(12) 剰余金の配当を取締役会が決定することを維持しつつ、会社法の新たな規定に対応して資本政策及び配当政策の機動性を確保するため、整備法によりみなされる事項の明記を含め変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）及び変更案第37条（剰余金の配当の基準日）の規定のとおり現行定款を変更するものであります。

(13) その他、法律及び本定款の引用条文及び用語の変更等所要の変更を行うとともに、一部の規定の順序、条数及び字句を変更するものであります。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
第３条（委員会等設置会社の定め）当会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）第２章第４節に規定する特例の適用を受けるものとし、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役を置く。	（削　　除）
第４条　（条文省略）	第３条（現行どおり）
（新　　設）	第４条（機関）当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．委員会 ３．会計監査人
第５条（公告の方法）当会社の公告は電子公告によりこれを行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第５条（公告方法）当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第６条（発行する株式の総数）当会社の発行する株式の総数は８，０００万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	第６条（発行可能株式総数）当会社の発行可能株式総数は、８，０００万株とする。
第７条（自己株式の取得）当会社は商法第２１１条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買い受けることができる。	（削　　除）
第８条（１単元の株式の数等）当会社は１，０００株を以て株式の１単元とする。 当会社は１単元の株式の数に満たない株	第７条（単元株式数等）当会社の単元株式数は、１，０００株とする。 （修正の上、第８条第２項に移動）

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
式にかかる株券を発行しない。 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、本定款第１０条の株式取扱規則に定めるところにより、その所有する単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。	当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、本定款第１１条の株式等取扱規則に定めるところにより、当会社に対し、単元未満株式売渡請求をすることができる。
（新　　設）	第８条（株券の発行）当会社は、株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。
（現行定款第８条第２項を修正の上、変更案第８条第２項に移動）	
（新　　設）	第９条（単元未満株主の権利）当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第１８９条第２項に掲げる権利 ２．株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 ３．本定款第７条第２項に規定する単元未満株式売渡請求をする権利
第９条（名義書換代理人）当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。	第10条（株主名簿管理人）当会社は、株主名簿管理人を置く。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第１項の名義書換代理人は名義書換、単元未満株式の買取及び買増、株券喪失登録の手続その他株式に関する事務を代行する。	（削　　除）
前各項の規定は社債に準用する。	（削　　除）
第10条（株式の取扱）当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主からの届出、株券の再発行、単元未満株式の買取及び買増、株券喪失登録の手続その他株式に関する取扱については、法令又は本定款に定めるもののほ	第11条（株式等取扱規則）当会社の株主の権利の行使等に関する取扱その他株式及び新株予約権に関する取扱並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等取扱規則による。

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
か、取締役会から委任された執行役が定める株式取扱規則による。	
第11条（在外株主等の仮住所又は代理人）外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届出ておかなければならない。その変更のあったときもまた同様とする。	（削　　除）
第12条（基準日）当会社は、毎決算期現在の株主を以て、その期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。 　前項のほか、その必要を認めたときは、取締役会の決議を以て、予め公告して一定の日時現在の株主又は質権者を以て、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。	（削　　除）
第13条（招集）定時株主総会は毎年６月、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会の決議により執行役社長がこれを招集する。 　執行役社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序により他の執行役がこれを招集する。	第12条（招集）定時株主総会は毎年６月、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会の定めた取締役が取締役会の決議によりこれを招集する。 　当該取締役に事故あるときは取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
（新　　設）	第13条（定時株主総会の基準日）当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を以てその事業年度の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とする。
（新　　設）	第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネット上のホームページに掲載することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条　（条文省略）	第15条　（現行どおり）

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
第15条（議決権の代理行使）株主又はその法定代理人は代理人を以て議決権を行使することができる。但し、代理人は当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 前項の場合には代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。	第16条（議決権の代理行使）株主又はその法定代理人は代理人を以て議決権を行使することができる。但し、代理人は当会社の議決権を行使することができる株主１名でなければならない。 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を予め当会社に提出しなければならない。
第16条（決議方法）株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数でこれを行う。 商法第３４３条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の３分の１以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当る多数を以てこれを行う。	第17条（決議方法）株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以て行う。 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当る多数を以て行う。
第17条（議事録）株主総会の議事については議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長、出席した取締役及び執行役並びに出席した株主１名が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。	（削　　除）
第18条（取締役の員数）当会社に取締役１２名以内を置く。	第18条（取締役の員数）当会社の取締役は、１２名以内とする。
第19条（取締役の任期）取締役の任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。 補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。	第19条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。
第20条（取締役の選任）取締役は株主総会で選任する。 前項の選任の決議は総株主の議決権の３分の１以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 前項の決議は累積投票によらないものとする。	第20条（取締役の選任）取締役は株主総会で選任する。 前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。 前項の決議は累積投票によらないものとする。

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
第22条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は各取締役に対し会日より５日前に発するものとする。但し、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。	第22条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は各取締役に対し会日より５日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。
（新　　設）	第23条（取締役会の決議の省略）当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
第23条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
第24条（取締役の責任免除）当会社は、商法特例法第２１条の１７第４項で準用する商法第２６６条第１２項及び第１８項の規定により、取締役会の決議を以て、商法特例法第２１条の１７第１項の規定による取締役の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、商法特例法第２１条の１７第５項で準用する商法第２６６条第１９項の規定により、商法特例法第２１条の８第４項但書に規定する社外取締役との間に、同法第２１条の１７第１項の規定による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、７００万円以上で当該契約において定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第25条（取締役の責任免除）当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議を以て会社法第４２３条第１項の規定による取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第４２３条第１項の規定による責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、７００万円以上で当該契約において定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第25条（委員会規則）本定款第３条の委員会に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める委員会規則による	第26条（委員会規則）本定款第４条第２号の委員会に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める委員会規則による。
第26条 ～　（条文省略） 第27条	第27条 ～　（現行どおり） 第28条
第28条（執行役の任期）執行役の任期は、就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。 補欠又は増員により選任された執行役の任期は他の現任執行役の任期の満了すべき	第29条（執行役の任期）執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業　年度の末日までとする。 （削　　除）

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
時までとする。	
第29条（代表執行役）代表執行役は、取締役会の決議を以て定める。	第30条（代表執行役）取締役会の決議を以て、１名又は複数名の代表執行役を選定する。
第30条 ～　（条文省略） 第32条	第31条 ～　（現行どおり） 第33条
第33条（執行役の責任免除）当会社は、商法特例法第２１条の１７第６項で準用する商法第２６６条第１２項及び第１７項の規定により、取締役会の決議を以て、商法特例法第２１条の１７第１項の規定による執行役の責任を法令の限度において免除することができる。	第34条（執行役の責任免除）当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議を以て会社法第４２３条第１項の規定による執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
第34条（決算期）当会社の決算期は毎年３月末日とする。	第35条（事業年度）当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。
第35条（利益配当）利益配当金は毎決算期現在の株主又は登録質権者に対し支払う。	第36条（剰余金の配当等の決定機関）当会社は、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
第36条（中間配当）当会社は毎年９月末日現在の株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により商法第２９３条ノ５に定める金銭の分配をすることができる。	第37条（剰余金の配当の基準日）当会社は毎年３月末日及び９月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。
（新　　設）	当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第37条（除斥期間）利益配当金及び前条の分配金がその支払開始の日から満３年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。	第38条（除斥期間）配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

３．定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成１８年６月２３日（金）
定款変更の効力発生日　　平成１８年６月２３日（金）

以　上